

主な議案の概要

● 令和元年度熊本市一般会計補正予算

- 議員欧州訪問団派遣等経費……………770万円
- 国際交流会館施設整備経費……………640万円
- 個人番号カード利用環境整備事業……………1,742万6千円
- 生活保護関連システム改修経費……………9,700万円
- SDGs 未来都市推進経費……………6,250万円
- 景気ウォッチャー等調査経費……………800万円
- 農地等災害復旧経費……………1,750万円
- 生活道路舗装等修繕経費……………9億円
- 消防団機能強化事業……………650万円

● 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行等に伴い、関係条例の整備をするため。

● 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2及び第204条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2第1項の会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため。

<制定内容>

- 1 会計年度任用職員の給与の種類
 - (1) フルタイム会計年度任用職員
給料、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当
 - (2) パートタイム会計年度任用職員
報酬及び期末手当
- 2 フルタイム会計年度任用職員の給与
 - (1) 給料
ア イの職員以外→会計年度任用職員給料表（行政職員）1級又は2級
イ 保健所等の医師及び歯科医師 → 会計年度任用職員給料表（医療職員）1級
※職務の級はその複雑、困難及び責任の程度に基づき決定し、号給は任命権者が人事委員会規則で定める基準に従い決定する。
 - (2) 期末手当
任期の定めが6箇月以上の職員で6月1日及び12月1日に在職するものに対し、それぞれ期末手当基礎額の1.3月分
 - (3) 期末手当以外の手当
熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）の適用を受ける職員（以下「常勤職員」という。）の例により支給
- 3 パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償
 - (1) 報酬
ア 基準月額（フルタイム会計年度任用職員の給料、地域手当及び初任給調整手当に相当する額）から月額、日額又は時間額を算定
イ 特殊勤務、時間外勤務、休日勤務等を行った場合は、それぞれ1（1）の特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当等の各手当に相当する額
 - (2) 期末手当
1週間当たりの勤務が15時間30分以上の者に限り、2（2）の例により支給
 - (3) 費用弁償
通勤費用及び公務旅費について、原則として常勤職員の例によりそれらに要する費用を弁償
- 4 その他
給与の支給の方法、退職者の給与等

<施行日>

令和2年（2020年）4月1日

● 熊本市使用料及び手数料の改定のための関係条例の整備に関する条例の制定について

最近の社会経済情勢の変化に伴い、使用料及び手数料の改定等をするため。

<制定内容>

1 使用料の改定

(1) 熊本市富合ホール条例（平成20年条例第65号）	施設使用料 平日 午前 4,500円→4,900円 など
(2) 熊本市天明ホール条例（平成3年条例第5号）	施設使用料 平日 午前 4,000円→4,400円 など
(3) 熊本市火の君文化ホール条例（平成22年条例第21号）	施設使用料 平日 午前 6,500円→7,100円 など
(4) 熊本市植木文化ホール条例（平成26年条例第55号）	施設使用料 平日 午前 6,300円→6,900円 など
(5) 熊本市立学校施設使用条例（平成5年条例第29号）	五福小学校プール 高校生以下 130円→170円 など
(6) 熊本市すこやか交流広場条例（平成18年条例第67号）	農園の使用料 1,000円→1,500円 など
(7) 熊本市余熱利用施設条例（昭和55年条例第13号）	三山荘使用料 （高校生以上）300円→400円 など
(8) 熊本市動植物園条例（平成3年条例第20号）	入園料 （一般）300円→500円 など
(9) 熊本市体育施設条例（昭和60年条例第12号）	城山運動施設 テニスコート 一般 1面1時間につき 350円→440円 など
(10) 熊本市総合体育館・青年会館条例（昭和61年条例第10号）	一部使用 大体育室（テニス） 一般 920円→1,140円 など
(11) 熊本市総合屋内プール条例（平成10年条例第2号）	個人使用 プール 一般 500円→620円 など

2 手数料の改定

(1) 熊本市手数料条例（昭和25年告示第20号）	ア 住民票の写しの交付 300円→400円 など イ 納税証明 300円→400円 など ウ 個人番号カードを用いた自動交付機による交付 250円→200円
(2) 熊本市保健衛生事務に関する手数料条例（平成12年条例第28号）	毒物劇物販売業登録申請 14,700円→15,000円 など

<施行日>

- 改正内容1及び2（2）→令和2年（2020年）4月1日
- 改正内容2（1）ア及びイ→令和2年（2020年）7月1日
- （1）ウ→令和2年（2020年）1月1日

● 熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）の施行による住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）の一部改正により、住民票に旧姓（旧氏）を記載できることとされたことに伴い、本市もこれに準じて印鑑登録証明書に旧姓（旧氏）を記載できることとする等のため。

<改正内容>

住民票に旧姓（旧氏）の記載がある場合にあっては、印鑑登録証明書においても旧姓（旧氏）を記載できることとする。

<施行日>

令和元年（2019年）11月5日

● 熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号）の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を見直すため。

<改正内容>

- 1 本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準については、独自の基準以外は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定める基準とする。
- 2 幼児教育・保育の無償化に伴い、現在保育料に含まれている子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による2号認定子ども（保育所等に通う満3歳以上の就学前の子ども）に係る副食費を実費徴収できることとする。
- 3 就学前における低所得階層の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に副食費を免除する。
- 4 その他規定の整備

<施行日>

公布の日



● 熊本市都市公園条例の一部改正について

熊本城公園に有料公園施設として熊本市営熊本城桜の馬場バス駐車場を追加するとともに、最近の社会経済情勢の変化に伴う使用料の改定等をするため。

<改正内容>

- 1 熊本城公園に有料公園施設として熊本市営熊本城桜の馬場バス駐車場を追加
- 2 次に掲げる施設における使用料の改定

(1) 坪井川緑地運動施設	多目的運動広場 全面 1時間につき 700円→870円 など
(2) 庄口地区運動施設	運動広場 1面 1時間につき 250円→310円 など
(3) 弓道場（北岡自然公園）	個人使用料 一般 1人1回につき 200円→250円 など
(4) 野球場運動場（清水新地公園など）	施設使用料 全面 1時間につき 500円→620円 など
(5) 水前寺野球場	施設使用料 1時間につき 800円→1,000円 など
(6) 水前寺競技場	専用使用料 午前6時から午後8時まで （アマチュアスポーツ） 3,000円→3,720円 など
(7) テニスコート（新屋敷公園など）	施設使用料 一般 1面1時間につき 350円→440円 など
(8) テニスコート・フットサルコート（城山公園）	施設使用料（テニス）一般 1面1時間につき 600円→750円など
(9) 田迎公園運動施設 専用使用料	中体育室（午前） 4,200円→5,220円 など
(10) 桜の馬場観光交流施設	多目的交流施設 （午前9時から正午まで） 5,300円→7,900円 など
(11) 植木中央公園運動施設 専用使用料	多目的室（区画しない場合） （午前）3,600円→4,500円 など

3 都市公園内においてバーベキュー等火気を使用する場合における使用料の改定

1回につき800円→1区画1回につき1,000円

<施行日>

- 改正内容1→公布の日
- 改正内容2及び3→令和2年（2020年）4月1日

